

令和8年（2026年）7月

保護者の皆様

札幌市立真駒内桜山小学校
校長 西尾 美紀

「体罰事故調査委員会」制度と相談窓口について

初夏の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動に対しまして、深い御理解と温かい御協力をいただき、ありがとうございます。さて、「体罰事故調査委員会」制度についてお知らせいたします。札幌市では、下記のとおり各区に「体罰事故調査委員会」が設置されています。

記

1. 体罰事故調査委員会について

- (1) 事故発生校以外の校長、PTA会長（元役員含む）及び第三者からな委員会です
- (2) 「体罰事故調査委員会」の目的は、体罰事故に関する調査の透明性及び公平性を確保し、事実確認をできるだけ正確に調査することです。
- (3) 学校において体罰事故が発生した場合は、この体罰事故調査委員会の委員が、教員、児童生徒及び保護者並びにその他関係者から話を聴きます。

2. 体罰について

体罰とは、児童生徒に対し、殴る・蹴る等、身体に直接痛みを与える行為や、正座や直立等の姿勢を長時間にわたって保持させる等、肉体的苦痛を与える行為をいいます。ただし、放課後等に教室に残留させる、立ち歩きの多い児童生徒を叱り席につかせる、暴力行為を止めようとして押さえつける等の行為は体罰ではないとされています。

3. 体罰・性被害相談窓口について

札幌市教育委員会では、札幌市立学校に通う児童生徒及び保護者から、体罰・性被害の相談を専門に受け付ける「体罰・性被害相談窓口（Tel 272-6034）」を以下の通り設置しており、専門の相談員が対応しています。体罰・性被害を受け悩んでいる場合等には、窓口にご相談することができます。

【受付時間等】平日10：15～16：45（土・日・祝日は除く）